

熊谷市AIオンデマンド交通運行事業者選定 公募型プロポーザル競争実施要領

1 趣旨

本要領は、熊谷市 AI オンデマンド交通運行事業者を選定するに当たり、当該業務に最も適した運行事業者を選定するため、公募型プロポーザル競争の実施に必要な事項を定める。

2 業務等概要

- (1) 名称：熊谷市 A I オンデマンド交通運行业務
- (2) 目的：本市では高齢化に伴う免許返納者の増加、運転手不足の深刻化に伴い、移動困難者が今後ますます増えていくことが懸念されている。限られた交通資源を有効に活用しながら、住民の移動手段の維持・確保を図る手段として、令和7年3月に策定した「熊谷市M a a S基本計画」に基づき、A Iを活用したオンデマンド交通サービスを導入する。最小限の人員で最大の輸送を可能とすることで、持続可能な地域公共交通を構築することを目指す。
- (3) 事業形態
市と運行事業者で、この仕様書に基づく運行业務等に関する協定を締結し、運行事業者は国土交通大臣から道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を得て運行する。
- (4) 履行期間
協定締結日から令和12年12月31日（火）まで
（運行日は、令和12年12月27日（金）まで）
（運行開始は令和8年1月5日（月）とし、協定締結日から運行開始までは準備期間とする。）
- (5) 運行区域 熊谷市妻沼地内
- (6) 業務内容：熊谷市 A I オンデマンド交通運行の提案に関する仕様書参照

3 提案事項

- (1) 運行体制に関する提案
- (2) 利用者対応、苦情処理等に関する提案
- (3) 運行経費の削減、利用者増に関する提案
- (4) 路線バス、鉄道等その他の公共交通機関や各施設との連携に関する提案

4 予算額

運行期間の運行経費に対する補助金の上限は、下記のとおり（消費税及び地方消費税を含む）とする。

5, 000千円（令和7年度予算額）

103, 000千円（令和8年度～12年度債務負担行為限度額）

5 実施形式 「公募型プロポーザル競争方式」

6 プロポーザル競争採択理由

コミュニティバスと同様に、選定に当たっては、運行経費の多寡のみを基準とするのではなく、収益拡大策、運行の安全性、利用者の利便性、環境への配慮、緊急時の対応能力等の観点から総合的に評価することが重要であり、価格以外の要素も含めて総合的に判断する必要があると認められる業務であるため。

7 参加資格

プロポーザル競争に参加できる者は、公告から協定事業者の選定までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 熊谷市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成18年規則第81号）又は熊谷市物品等競争入札の資格等に関する規則（平成18年規則第82号）に基づく資格者名簿に登載されていること。
- (2) 熊谷市建設工事等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成17年訓令第62号）又は熊谷市物品の買入れ等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成19年訓令第50号）による措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 国土交通大臣から道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を既に有するか、運行に向け、一般乗合旅客自動車運送事業の許可の取得が確実であること。
- (6) 熊谷市内又は隣接市町に、本社または営業所を有する事業者。

- (7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時協定を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 協定の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と協定を締結したと認められるとき。
- (8) 上記(1)の規定にかかわらず、プロポーザル競争の実施に必要とされる場合において、資格者名簿の未登載の者に対しては、次に掲げる書類の提出による審査を行い、適当と認められるときは、当該プロポーザル競争に参加させることができる。
- ア 概要書（参考様式1）
 - イ 使用印鑑届（参考様式2）
 - ウ 履歴事項全部証明書
 - エ 財務諸表
 - オ 直近年度の法人市民税（市内業者の場合）、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
 - カ 業務実績関係書類

8 募集概要

(1) 募集方法

公告及びホームページにより公募するものとする。

(2) 申込方法

実施要領で定める企画提案書を提出期限までに提出する。

提出方法は、企画課へ持参、郵送もしくは電子メールによるものとする。

電子メールによる場合は、PDF化したデータとし、送信後は電話による受信確認の実施を行うものとする。

提出期限 令和7年4月23日（水）17時まで

提出先 総合政策部企画課

9 審査概要

(1) 一次審査

ア 審査方法

企画提案書について、企画課にて実施要領にある各条件を満たしているか書類審査を行う。

イ 通知

書面審査で二次審査対象として選出された者に「二次審査に関する通知」を行う。

一次審査で各条件を満たしていなかった者については、その旨を通知する

(2) 二次審査

実施要領、仕様書等に基づき提出された企画提案書について、以下の方法により「熊谷市 AI オンデマンド交通運行事業者選定委員会」が審査を行う。

ア 審査方法

(ア)日 時 令和7年5月8日（木）

(イ)場 所 熊谷市宮町二丁目47番地1
熊谷市役所 議会棟2階 第1委員会室

(ウ)持ち時間 各社25分以内（プレゼンテーション15分以内、委員からの質疑10分以内）

(エ)内 容 提案書の内容について説明を行い、審査委員会委員が行う質問に回答する。

(オ)参加人数 プレゼンテーションの参加人数は、3名以内とする。

(カ) 特別な理由がなく開始時刻に遅れた場合は失格とする。

イ 評価方法

(ア) 採点

審査委員会委員が評価採点基準項目ごとに評価した配点から、委員ごとの評価点を算出し、各委員の評価点を合計して合計評価点とする。

(イ) 選定

合計評価点で最高点を得たものを協定候補者として特定する。なお、最高点を得た者が2者以上ある場合は、提案価格の最も低い者を協定候補者として特定する。さらに提案価格が同額の場合、実施体制の得点の最も高い者を協定候補者として特定する。

最高点に続く合計評価点を得た者を次点候補者、第3位の合計評価点を得た者を第3位候補者として特定する。

(ウ) 評価採点基準項目及び配点（審査委員会委員1人当たり）

評 価 項 目		優	可	劣
(1) 業務遂行体制	ア 理解度	10点	6点	1点
	イ 実施体制	15点	9点	1点
	ウ 不測の事態等への対応	15点	9点	1点
	エ 実績	15点	9点	1点
(2) 業務提案	ア 的確性	10点	6点	1点
	イ 実現可能性	10点	6点	1点
(3) 経済性（価格）	15点	9点	1点	
(4) 取組体制	5点	3点	1点	
(5) 総合力	5点	3点	1点	

(エ) 評価点の考え方（提案価格以外）

各審査委員会委員は、評価採点基準項目ごとに、最も優れた提案をした1者のみに満点を付し、それに比較して他者には2点以上減点した点数を付す。

(他者の点数は同点数可)

なお、参加が1者の場合、上記満点を付す考えは適用しない。

(オ) 最低基準点の設定

最低基準点については、6割以上とする。

ただし、1者のみの応募の場合は、配点表の合計点から経済性（価格）点を除いた点数の6割以上とする。

(カ) プロポーザルの参加資格が無効となる場合

提出書類に虚偽の記載があった場合、参加資格を無効とし、評価採点の対象としない。

10 選定結果

(1) 通知方法 全提案者に対して文書により通知する。

(2) 通知時期 令和7年5月14日（水）

(3) 選定結果の公表

選定過程の透明性を確保するため、次の事項を市ホームページにおいて公表する。なお、選定されなかった提案者が1者であった場合は、当該提案者の評価点は公表しない。

ア 協定候補者の名称

イ 全提案者の名称 ※申込順

ウ 全提案者の評価点 ※得点順

エ 協定候補者の選定理由

オ 熊谷市 AI オンデマンド交通運行事業者選定委員会委員の氏名及び選任理由

11 協定締結

選定後、協議が整い次第、速やかに協定を締結する。なお、この場合、協定候補者はあらためて見積書を提出するものとする。

協定候補者との協議が不成立となった場合には、次点候補者と熊谷市で同様の協議を行うものとし、さらに次点候補者との協議が不成立となった場合には、第3候補者と熊谷市で同様の協議を行うものとする。

12 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は、返却しない。

(2) 提出後の追加、修正及び削除は認めない。

- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でプロポーザル競争に係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることができる。
- (5) 企画提案書の提出は、1者1案とする。

13 情報公開及び提供

市は、企画提案書等について、熊谷市情報公開条例（平成17年条例第10号）の規定による請求に基づき、第三者に公開できるものとする。ただし、企画提案者の正当な利益を害すると認められる情報は、非開示となる場合があり、プロポーザル競争の協定候補者選定に影響を及ぼす恐れがある情報は、選定後の公開とする。

14 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用等、必要な経費は全て提出者の負担とする。また、やむを得ない理由によりプロポーザル競争を中止する場合、プロポーザル競争に要した費用については市に請求できないものとする。

(3) 参加辞退の場合

参加申込書又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、参加を辞退する旨を記載した書面（様式は任意）を、速やかに企画課宛に提出するものとする。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示し、提出期限、提出先、提出方法、書類作成方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 見積書の金額が、「4 予算額」を超過した場合

(5) 著作権等の権利

成果品の著作権については、原則として市に帰属するものとする。ただし、提案内容に関し第三者に帰属する著作権等に抵触する可能性がある場合には、市と

受注者の間で別途協議するものとする。

15 日程

令和7年4月 1日（火）実施公告及び参加申込及び質問開始
4月 8日（火）質問締切
4月11日（金）質問に対する回答
4月23日（水）参加申込、一次審査提出書類提出締切
4月25日（金）一次審査決定通知
5月 8日（木）二次（プレゼンテーション）審査
5月14日（水）選定結果通知

16 問合せ先

熊谷市総合政策部企画課

住 所：〒360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1

電 話：048-524-1111（内線529）

FAX：048-525-9222

E-mail：kikaku アットマーク city.kumagaya.lg.jp

※“アットマーク”部分は「@」に置き換えてください。